

一般社団法人北海道カーリング協会 運営規程

(目的)

第1条 この協会の運営に関することは、この協会の定款に定めるもののほか、この運営規程の定めるところによる。

(加入規準)

第2条 加入地方協会等は、カーリングの練習・試合・大会を行うに足る相応の登録会員を擁していること。

2. 一定期間、継続してカーリングを行える施設があり、用具を有していること。

(負担金納入義務)

第1条 加入団体・会員は次に定める基本会費、個人会費等の年会費を納入する義務を負う。

(1) 加入地方協会等

基本会費 年間

①会員が 200 人以上	50,000 円
②会員が 150 人以上 200 人未満	45,000 円
③会員が 100 人以上 150 人未満	40,000 円
④会員が 50 人以上 100 人未満	35,000 円
⑤会員が 50 人未満	30,000 円

個人会費 個人会員登録時において一般社会人・大学生(大学院、短大、高等専門学校4・5年生も含む)・専門学校生は1人年間3,000円、高校生(高等専門学校1・2・3年生も含む)以下の者は、1人年間1,000円とする。但し、日本協会競技者登録をすする者、日本協会公認審判員および日本協会が指定する資格を有する者は、日本協会が定める競技者登録料を合わせて納めなければならない。

(2) 法人・団体・個人賛助会員

別に定める賛助会員規定による。

2. 加入地方協会等は上記(1)の義務を履行していない場合、当該年度の北海道選手権大会及びその予選に出場することができない。

(専門委員会)

第2条 定款第34条に従い、専門委員会をおき、所管事項を処理する。

(1) 総務委員会

(2) 競技委員会

(3) 指導普及委員会

(4) 強化委員会

(5) 医科学委員会

2. 事業遂行に必要があると認められる場合、理事会の承認を得て、必要に応じて専門委員会を設けることができる。
3. 委員は各ブロックより各委員1名以上の推薦とし、各委員会の委員長は理事会に諮り、会長が委嘱する。
4. 各専門委員会の委員数は委員長を含む15名以内とする。
5. 委員の任期は、本協定会款第25条の規定を準用する。

(委員会の扱う事項)

第3条 総務委員会は次の業務を扱う。

- (1) 役員、総会、理事会に関する事
- (2) 事務局の運営に関する事
- (3) 北海道所在のカーリング団体の連絡調整に関する事
- (4) 個人登録に関する事
- (5) 広報、出版、調査および契約に関する事
- (6) 規約その他諸規定に関する事
- (7) 基本財政、予算および決算に関する事
- (8) 会計および各委員会の収支に関する事
- (9) 加入ならびに上部団体に関する事
- (10) 海外交流に関する事
- (11) 備品の保管手入れ及び用具等の管理に関する事
- (12) 各委員会の連絡調整に関する事
- (13) 北海道車いすカーリング協会のオブザーバーを含めて、連携をはかる

第4条 競技委員会は次の業務を扱う。

- (1) 北海道選手権大会の開催に関する事
- (2) この協会の主催、主管の競技会に関する事
- (3) 海外との交流試合等への選手派遣に関する事
- (4) 北海道内競技会の助言、指導に関する事
- (5) 加入地方協会の競技会の公認および後援に関する事
- (6) 審判に関する事
- (7) 競技規則に関する事

第5条 指導普及委員会は次の業務を扱う。

- (1) 普及、啓蒙に関する事
- (2) 技術の指導、調査、研究に関する事
- (3) 指導者の育成ならび強化に関する事
- (4) 公認資格者の審査、認定に関する事
- (5) 海外派遣研修に関する事

第6条 強化委員会は次の業務を扱う。

- (1) 選手の強化、競技力向上に関する事
- (2) 選手強化指導員の育成に関する事
- (3) 競技委員会及び指導委員会との連携に関する事
- (4) (公社)日本カーリング協会強化委員会との連携に関する事
- (5) (公社)日本カーリング協会アイスメーク研究会に関する事
- (6) 北海道スポーツ協会競技力向上委員会との連携に関する事

第7条 医科学委員会は次の業務を扱う。

- (1) スポーツ医科学に関する事
- (2) (公社)日本カーリング協会医科学委員会との連携に関する事

- (3) ドーピング防止の啓蒙に関すること
- (4) トレーニング・リハビリに関すること
- (5) その他 ドーピング防止に関すること
- (6) 競技・強化・指導普及各委員会との連携に関すること

(運営規定の変更)

第10条 この運営規程の変更は、理事会において出席理事の3分の2以上の議決による。

(附 則)

令和5年7月15日制定

この規定は、令和5年7月15日から施行する。